

6 激甚災害に係る特定地方公共団体 (告示)

○文部科学省、農林水産省、国土交通省告示第一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成二十七年に発生した激甚災害に係る同条第一項の市町村として告示する。

平成二十八年三月十一日

文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

馳 山 浩
森 井 啓
石 井 啓 一

県 名	郡 名	市 町 村 名
北海道	利 尻	利尻町 利尻富士町
宮城県	伊 具	丸森町
福島県	南会津	南会津町
	大 沼	昭和村
	双 葉	葛尾村
奈良県	吉 野	黒滝村
和歌山県	日 高	みなべ町
愛媛県		西予市
高知県	安 芸	安田町 馬路町
	長 岡	大豊町
熊本県	天 草	苓北町
宮崎県	東臼杵	椎葉村
鹿児島県	鹿児島	三島村 十島村
	大 島	宇検村